

議案第 20 号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、同条第 2 項の規定による告示の日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

別紙

大字賢堂字三軒茶屋を新設する区域

大字	字	地番
賢堂	下河原	24-1、25、25-1、26、27-1から27-3まで、28、29、30-1、30-2、31から33まで、34-1から34-5まで、35-1、35-2、36
向副	三軒家	461-1、462-1、462-2、462-4、463-1、463-2、464、465、466-1、466-2、467、468-1、468-2、469、470、471、471-1、472-1、472-2、473-1、473-2、474-1、474-2、475、476-1から476-3まで、478、479-1、479-2、479-4、481から483まで、484-1から484-3まで、485、485-1、486-1から486-3まで、487-2、488、489、490-1から490-6まで、493-2、494、495-1、496、497-1
横座	三軒茶屋	326、327-1、327-2、328-1、328-2、330、331-1から331-3まで、332、333-1、333-2、334
上記の区域に隣接介在する道路・河川(河川・道路及び里道・水路等)である 国有地の一部		

地番については平成28年10月24日現在の地番である

大字賢堂字中河原に編入する区域

大字	字	地番
向副	三軒家	499-2から499-4まで、502-2、502-3、503-2、507、507-2、508、509-2
上記の区域に隣接介在する道路・河川(河川・道路及び里道・水路等)である 国有地の一部		

地番については平成28年10月24日現在の地番である

大字向副字風呂谷に編入する区域

大字	字	地番
賢堂	念佛尾	565、599、599-1
上記の区域に隣接介在する道路・河川(河川・道路及び里道・水路等)である 国有地の一部		

地番については平成28年10月24日現在の地番である

大字向副字跨り尾に編入する区域

大字	字	地番
賢堂	念佛尾	600から602まで
賢堂	冷田	136-1、136-2、137-2
上記の区域に隣接介在する道路・河川(河川・道路及び里道・水路等)である 国有地の一部		

地番については平成28年10月24日現在の地番である

大字向副字笠ヶ入道に編入する区域

大字	字	地番
横座	西辻垣内	311から314まで
賢堂	冷田	137、137-1、137-3
上記の区域に隣接介在する道路・河川(河川・道路及び里道・水路等)である 国有地の一部		

地番については平成28年10月24日現在の地番である